

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料の一部免除の承認を受けられた方へ！
保険料の納付が必要です！

国民年金保険料の免除申請をされた方のうち、全額免除に該当せず、一部免除（4分の3免除・半額免除・4分の1免除）が承認された方は、免除に該当しなかった部分の保険料を納付しないことと未納期間として扱われることになり、将来支給される老齢基礎年金を受給するために必要な期間に計算されません。

また、未納期間があるとケガや病気で「万が一」のことがあっても、障害基礎年金や遺族基礎年金を受給できない場合があります。納期限から2年が経過すると時効により納めることができず、納付書がお手元のない方は、草津年金事務所にご確認ください。

免除区分	保険料額 (令和元年度)
3 / 4 免除	月額 4,100円
半額 免除	月額 8,210円
1 / 4 免除	月額 12,310円

※令和元年度国民年金保険料は月額16,410円です。
※月額計算は、10円未満切り上げです。

『扶養親族等申告書』は期限までに提出しましょう！

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。（障害年金や遺族年金は課税されません）

課税対象者となる受給者の方（64歳以下の方は108万円以上、65歳以上の方は158万円以上）には、日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送付されますので、提出期限までに日本年金機構へ提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決定されます。提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

◆問い合わせ先

○一部免除について

草津年金事務所 国民年金課
☎077-567-2220

○扶養親族申告書について

草津年金事務所 お客様相談室
☎077-567-1131

○住民課 保険年金担当

☎0748-52-6584

みんなであう 国民健康保険

ご存じですか？ジェネリック医薬品

「ジェネリック医薬品」（後発医薬品）は、先に開発された新薬（先発医薬品）の特許期間終了後に製造・販売される医薬品です。厚生労働省が、これまで効き目や安全性が実証されてきた新薬と同等の効能を認めたもので、開発費が低く抑えられるため低価格になり、薬局などで支払う薬代の軽減につながります。

す。ただし、ジェネリック医薬品が発売されていない場合や医師が「後発医薬品への変更不可」とした場合は処方を受けられません。

●体にあう不安なときは
急にジェネリック医薬品に切り替えるのが不安なときは、短期間からジェネリック医薬品を試すことができる「分割調剤」が利用できます。使ってみて、体に合わないと感じたときには、もとの薬に戻すことも可能です。

●どんな種類があるのか
ジェネリック医薬品は、高血圧や脂質異常症などさまざまな分野や症状に対応しています。内服薬だけでなく、外用薬や点眼薬などもあります。

●どこで処方するのか
薬局で調剤してもらうことができます。病院などでジェネリック医薬品を希望することを伝え処方してもらったか、薬剤師さんと相談のうえ、薬局でジェネリック医薬品に変えることができます。

●ジェネリック医薬品との差額をお知らせしています
現在服用されている新薬をジェネリック医薬品に切り替えた場合、自己負担が軽減できる方を対象に、軽減できる額（差額）をお知らせする「ジェネリック医薬品に関するお知らせ」を年4回発行しています。お薬を選ぶ際の参考にご覧ください。



◆問い合わせ先 住民課 保険年金担当 ☎0748-52-6584

「暮らしの便利帳」を作成します

日野町の主な暮らしの各種手続きなどを1冊にまとめた情報誌「暮らしの便利帳」について、官民協働で発行するにあたり、町と株式会社サイネックとの間で「日野町『暮らしの便利帳』の共同発行に関する協定」を6月3日に締結しました。

便利帳には、防災に関することをはじめ、届出や諸証明に関する手続き、

子育て・介護・年金などの福祉制度、町内の施設や医療機関の情報など生活に欠かすことのできない情報が掲載されます。

発行は来年3月を予定し、全戸配布するほか、転入者には役場窓口でお渡しすることとなります。

なお、便利帳は町内の事業所様のご協力による広告料をもとに作成します。

◆問い合わせ先 企画振興課 秘書広報担当 ☎0748-521-6550

その屋外広告物、許可されていますか

屋外広告物を掲出するには、許可が必要な場合があります。

住宅や営業所等に自己の氏名や店名等を掲出する広告物（目家用広告物）でも許可が必要になる場合があります。エリアによって、掲出できる広告物の大きさ

や高さに基準を設けて、規制しています。

必要な許可を得ていない場合は条例違反となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

良好な景観形成と公衆への危害防止のためにご協力よろしくお願いたします。

◆問い合わせ先

建設計画課 都市計画担当

☎0748-521-6567

屋外広告物
グリーンキャンペーン 県内一
9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

町営住宅入居者募集



【募集期間】

9月20日（金）まで

【募集団地】

- ・第2内池団地（内池152番地）昭和63年度築（PC造3階建）3DK 2戸
- ・西山団地（豊田205番地20、23）昭和59年度築（PC造2階建）3DK 2戸

【入居資格】

持家がなく次の①～⑥のすべてが該当する方

- ①日野町内に住所または勤務地があること（概ね3ヶ月以上）。
- ②税金・公共料金・保育料等に滞納がないこと（要完納証明）。
- ③現在同居親族がある、または同居しようとする親族（婚約者を含む）があること。（老年人、身体障害者等の方は単身であっても認められる場合があります）
- ④暴力団員でないこと。
- ⑤1か月あたりの収入が定め

られた基準以下であること。
⑥現に住宅に困窮されている人（次の①～⑨等に該当する方）。

- (1) 本来住宅でない建物に居住している。
- (2) 災害の危険があるような住宅、または衛生上有害な状態の住宅に住んでいる。
- (3) 他の世帯と同居している台所等が共同であるため日常生活が著しく不便である。
- (4) 住宅がないため親族と同居できない。
- (5) 住宅が狭い（1人あたり4.5畳以下）。
- (6) 正當な立ち退き要求を受けているが立ち退き先がない。
- (7) 遠距離通勤（片道約90分以上を要する方）
- (8) 収入と比較して家賃が著しく過大（年間家賃額÷年間所得が2割程）
- (9) 住宅がないため結婚が延びている。

【月額家賃】入居者の収入および住宅の諸条件により決定されます。

◆問い合わせ先

建設計画課 都市計画担当

☎0748-521-6567